

改正
は新設

(改正品質管理基準委員会報告書第1号
「監査事務所における品質管理」)

新設

(品質管理基準委員会報告書第2号
「監査業務に係る審査」) 分注

改正

(改正監査基準委員会報告書220
「監査業務における品質管理」)

こちらは2023.5²⁵迄⁵、2023.8²⁵迄⁵
から初めに適用される

の概要

2022年6月

信頼の力を未来へ

jicpa

日本公認会計士協会

∴ 現状のテキストは旧品質基準11-2
のため、

テキスト11-2での学習は一旦ストップ
(但、p273 監査人の責任は11-2)

目次

1. 本改正等の背景
2. 改正品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」の概要
3. 品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」（新設）の概要
4. 改正監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」の概要
5. 適用時期等

1. 本改正等の背景

国際的な品質マネジメント・アプローチの導入

導入の背景

- 監査事務所の品質管理システムにおける厳格性の向上が必要
- 監査事務所の規模や複雑性にかかわらず、基準が全ての監査事務所に適合することが必要



- ISQC1等の適用モニタリング
- 継続的なアウトリーチ活動
- 規制当局の検査報告 等

"品質マネジメント・アプローチ"の導入

- ④ 監査事務所のリーダーシップによる積極的な品質マネジメントを強調し、かつ、基準の適用の柔軟性を確保するため、新しいアプローチ（品質マネジメント・アプローチ）を採用する。
- ④ 高品質の業務を一貫して実施することにより、公共の利益に貢献するという監査事務所の役割を認識し、強調する文化を通じて、品質へのコミットメントを示す。
- ④ 各監査事務所の状況や実施する業務の内容に応じて、適合した品質管理システムを整備・運用する。

監査人における内部統制の注視

品質マネジメント・アプローチの導入に基づく従来のISQC 1 及びISA220の見直し



ISQM（International Standard on Quality Management）の新設及び改訂されたISA

ISQM 1
→改正品基報第1号

ISQM 2
→品基報第2号

ISA220（改訂）
→改正監基報220

海外→日本

我が国における品質管理基準の対応状況

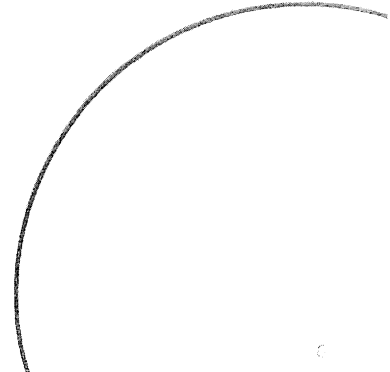
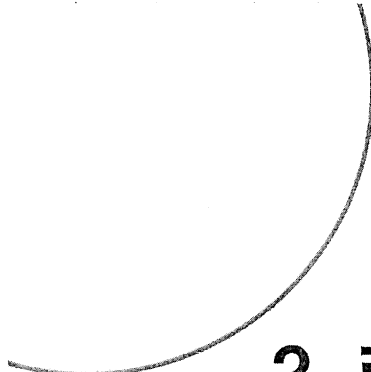
現在までの我が国における品質管理基準の対応状況は以下のとおりである。

- 2021年2月 企業会計審議会監査部会において「監査に関する品質管理基準」の改訂検討開始
- 2021年6月30日付 「監査に関する品質管理基準の改訂について（公開草案）」公表
- 2021年11月16日付 企業会計審議会総会における取りまとめを経て「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」の公表（令和3年改正品質管理基準）

- 「監査に関する品質管理基準の改訂に係る意見書」より引用 ※（ ）は追加
改訂品質管理基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針については、（日本公認会計士）協会において、関係者とも協議の上、適切な手続の下で、早急に作成されることが要請される。

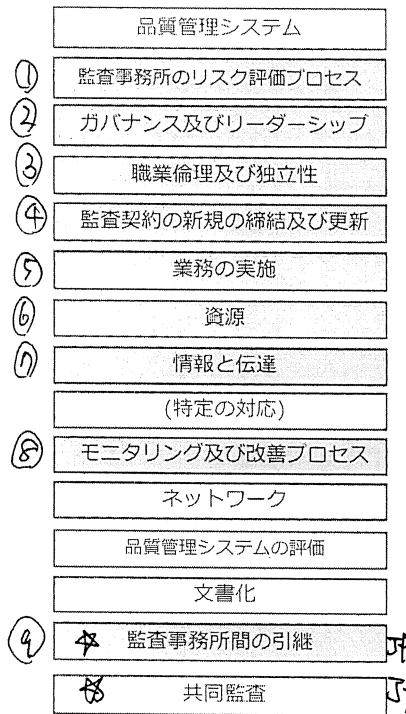
→上記記載の「改訂品質管理基準を実務に適用するに当たって必要となる実務の指針」として当協会は改訂品質管理基準第1号・品質管理基準第2号及び改正監査基準220を起草

改訂品質管理基準



2. 改正品質管理基準委員会報告書第1号 「監査事務所における品質管理」の概要

改正品基報第1号の全体像



品質管理システムの構成要素
9つ

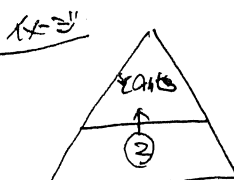
国際品質管理基準1

● 品質管理システムは、9個の構成要素からなる

- ✓ 「監査事務所のリスク評価プロセス」を適用することにより品質目標を設定し、品質リスクを識別・評価し、それらの品質リスクへの対応をデザイン・適用する。
- ✓ 「モニタリング及び改善プロセス」により、監査事務所の業務の品質と品質管理システムの積極的かつ継続的な改善を促進する。
- ✓ (SQM1)に規定する8個の構成要素に、我が国の「監査に関する品質管理基準」に規定されている「監査事務所間の引継」を構成要素として加えている。

- 品質管理システムの各構成要素に関連する規定のほか、品質管理システムにおける各責任者の役割と責任、ネットワーク、品質管理システムの評価、文書化等を定めている。
 - 我が国における「監査における不正リスク対応基準」に関して設けられた項目については改正後も引き続き記載している。
- ※ 赤字は我が国の「監査に関する品質管理基準」に基づき追加した項目

監査人における内部統制



監査事務所のリスク評価プロセス

リスクに基づくアプローチ

①

品質目標の設定

- 品質目標とは、品質管理システムの構成要素に関連して、監査事務所によって達成されるべき望ましい結果をいう。
- 各構成要素について、全ての監査事務所に設定が求められる品質目標を規定している。
- 監査事務所は、必要と認める場合、追加の品質目標を設定する。

②

品質リスクの識別と評価

- 品質リスクとは、発生する可能性、及び、個別に又は他の品質リスクと合わせて品質目標の達成の阻害要因となる可能性が、いずれも合理的にあり得るリスクをいう。
- 品質リスクへの対応をデザイン及び適用する基礎とするために、品質リスクを識別し評価する。
- 品質目標の達成を阻害するような状況、事象、環境又は行動の有無を理解し、それらがどのように品質目標の達成を阻害するか、及びその程度を考慮する。

③

対応のデザインと適用

- 対応とは1つ又は複数の品質リスクに対処するために、監査事務所によりデザイン及び適用される方針及び手続をいう。
- 監査事務所は、識別・評価した品質リスクへの対応をデザインし、適用する。
- 改正品基報第1号においては全ての監査事務所に求められる対応を規定している。

各項目
の追加
・
是正
措置

● 各監査事務所の
状況や実施する
業務の内容の変化

● モニタリング及
び改善プロセス
の結果

→ モニタリング及
び改善プロセス
を通じたPDCA
サイクル

その他の主な改正点①

改正品基報第1号では、品質管理システムの構成要素としてガバナンスとリーダーシップ、資源、情報と伝達の項目が新たに設けられ、各項目につき品質目標の設定を求めている。

加える
★

ガバナンスと リーダーシップ

- 監査事務所は、以下を認識し強化する組織風土を通じて、品質に対するコミットメントを示す。
 - より質の高い監査業務を一貫して実施することにより公共の利益に貢献するという、監査事務所の役割
 - 監査事務所の意思決定及び行動における品質の重要性

資源

- 品質管理システムの運用と業務の実施において必要な以下の3つのカテゴリーの資源（リソース）を対象とする。
人的資源 / テクノロジー資源 / 知的資源
- サービス・プロバイダーから提供される資源も取り扱う。
- 適切な資源の取得、開発、利用、維持及び配分に関する品質目標を定める。

情報と伝達

- 監査事務所内外及び監査チーム等との間での継続的な情報収集、情報伝達や情報交換の重要性を強調する。
- 外部の利害関係者とのコミュニケーションに関する規定を定める。

その他の主な改正点①

■ 例) ガバナンスとリーダーシップ

A58. Although leadership establishes the tone at the top through their actions and behaviors, clear, consistent and frequent actions and communications at all levels within the firm collectively contribute to the firm's culture and demonstrates a commitment to quality.

A58. 監査事務所の最高責任者等は、その行動と振る舞いを通じてトップとしての姿勢を示す。また、監査事務所内のあらゆるレベルにおける、明確で一貫性のある頻繁な行動とコミュニケーションの組み合わせにより、監査事務所の組織風土が醸成され、品質へのコミットメントが示される。

その他の主な改正点①

■ 例) 資源

A102. Intellectual resources include the information the firm uses to enable the operation of the system of quality management and promote consistency in the performance of engagements.

Examples of intellectual resources

Written policies or procedures, a methodology, industry or subject matter-specific guides, accounting guides, standardized documentation or access to information sources (e.g., subscriptions to websites that provide in-depth information about entities or other information that is typically used in the performance of engagements).

A102. 知的資源には、品質管理システムの運用を可能にし、また一貫した業務の実施を促進するために、監査事務所が利用する情報が含まれる。

知的資源の例

文書化された方針又は手続、手法、業界や特有の事象に関する指針、会計に関する指針、調書のひな型又は情報源へのアクセス（例えば、企業に関する詳細な情報を提供するウェブサイトの購読又は業務の実施において一般的に利用されるその他の情報）

その他の主な改正点①

■ 例) 情報と伝達

A111.The information system may include the use of manual or IT elements, which affect the manner in which information is identified, captured, processed, maintained and communicated. The procedures to identify, capture, process, maintain and communicate information may be enforced through IT applications, and in some cases may be embedded within the firm's responses for other components. In addition, digital records may replace or supplement physical records.

A111. 情報システムには、情報が識別、捕捉、処理、維持、伝達される方法に影響を与える、手作業又はITの利用が含まれる場合がある。情報を識別、捕捉、処理、維持、伝達する手続はITアプリケーションを通じて実施されることがあり、また場合によっては、他の構成要素に対する監査事務所の対応に組み込まれることもある。さらに、デジタルな記録が、物理的な記録に代わることもあれば補完することもある。

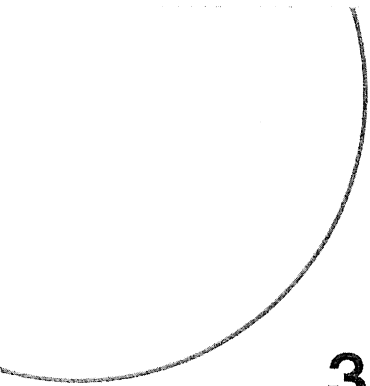
その他の主な改正点②

品質管理システムの評価

- 品質管理システムに関する最高責任者は、少なくとも年に一度、特定の基準日時点において、品質管理システムを評価する。

ネットワーク

- 監査事務所自身の品質管理システムに対する責任を強調している。
- 監査事務所は、ネットワークが設定する要求事項や提供されるサービスについて、自身の品質管理システムへの影響を理解する。
- 監査事務所は、自身の品質管理システムに関して、ネットワークに所属する監査事務所に横断的に実施されるモニタリング活動を理解する。



3. 品質管理基準委員会報告書第2号 「監査業務に係る審査」(新設)の概要

品基報第2号「監査業務に係る審査」について

従来改正前品基報第1号に含まれていた「審査」に関し、独立した報告書として新設

- 審査担当者の適格性要件の強化（クーリング・オフ期間 等）
- 審査の実施と文書化に関する審査担当者の責任の明確化
- 該当する場合、審査担当者の補助者に対する指示・監督及び査閲に対する審査担当者の責任を規定
- グループ監査に関する考慮事項を追加
- ※ 我が国における「監査における不正リスク対応基準」に関して設けられた項目については改正後も引き続き記載している。
- ※ 審査を要しない監査業務の範囲及び委託審査について、改正品基報第1号及び品基報第2号では改正前の品基報第1号における取り扱いを踏襲している。

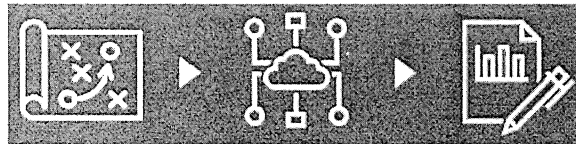
審査担当者の適格性／審査の実施

審査担当者の適格性



監査責任者が関与していた業務について審査担当者になる場合に、2年間又は職業倫理に関する規定が求める場合はより長い期間のクーリング・オフ期間を設ける。

審査の実施



計画

実施

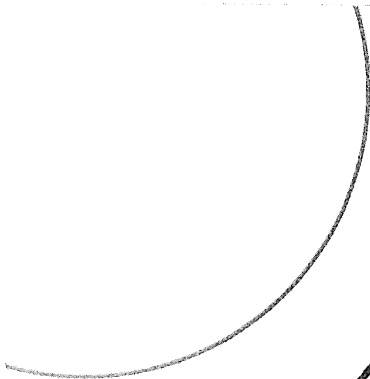
報告

監査事務所は、審査の実施に関する方針及び手続において、審査担当者が業務期間中の適切な時点に審査を実施する責任を有することを定める。

審査担当者は監査チームによる職業的懐疑心の保持及び発揮を評価し、重要な判断と重要な事項に焦点を当てる。

審査担当者は、当報告書の要求事項を満たしているかどうか判断するために、立ち止まって考える (stand-back) ことが求められる。

監査報告書の日付を、審査担当者により提起された事項の解決を含めて審査が完了した日以降とする。



4. 改正監査基準委員会報告書220 「監査業務における品質管理」の概要

改正監基報220について

改正監基報220では、主に以下について改正が行われている。

- 監査業務における監査責任者の関与と全体的な責任の記載を明確化
 - 監査チームの対象となる範囲の拡大
- ※ 我が国における「監査における不正リスク対応基準」に関して設けられた項目については改正後も引き続き記載している。

監査業務における監査責任者の関与と全体的な責任

監査の過程を通じた監査責任者の十分かつ適切な関与

監査業務レベルの品質
の管理と達成に対する監査
責任者の責任

個々の監査業務の状況に応
じた指揮、監督及び査問の
内容、時期及び範囲の決定
に関する監査責任者の責任

全体的な責任を果たす上で、
監査責任者の関与が十分
かつ適切であったことの判断
(stand-back)

監査業務における監査責任者の全体的な責任

- 監査事務所の組織風土や監査チームのメンバーに期待される行動を強調する監査環境の整備
- 監査契約の新規の締結及び更新の過程で入手した情報に関する、監査計画及び監査の実施時の考慮
- 職業倫理に関する規定の理解と、監査チームのメンバーによる職業倫理に関する規定と監査事務所の方針又は手続に関する認識
- 十分かつ適切な資源が確保され、適時に利用可能であることの判断
- 監査事務所から伝達を受けたモニタリング及び改善プロセスの情報の理解と、監査業務との関連性・影響の判断並びに適切な措置の実施

等

監査チームの定義の改正①

改正前

- 監査チームのメンバーは、監査事務所又はネットワーク・ファームに所属する者と定義

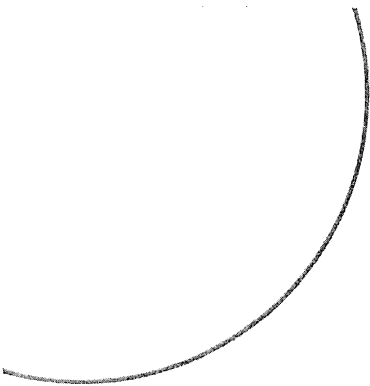


改正後

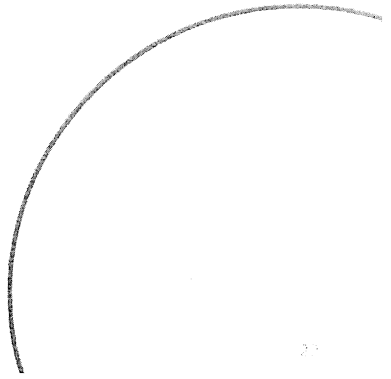
- 当該監査業務において監査手続を実施した者（外部専門家を除く）と定義。従って、例えば、以下の者も監査チームに含まれ、独立性の確認など監査チームのメンバーとして必要な対応が求められることとなる。

ネットワーク外の
構成単位の監査人

サービス・プロバイダー
で監査手続
を実施する者



5. 適用時期等



各報告書の適用時期について

以下の改訂品質管理基準の適用スケジュールに合わせる形で各報告書の適用時期を規定している

	2022年	2023年	2024年	2025年
大規模	適用：2023/7/1以後開始する事業年度又は会計期間に係る監査～① 品質管理システムの評価については、改訂品質管理基準の実施以後に開始する監査事務所の会計年度の末日から実施することができる。 監査事務所が5月末決算の場合 最も評価が遅い場合の品質管理システムの初回評価対象期間：①～2025/5/31（※） ※品質管理システムの監査事務所による初回評価は2025/5/31以後の一定のタイミングで実施			
大規模以外		適用：2024/7/1以後開始する事業年度又は会計期間に係る監査～ 品質管理システムの評価については、改訂品質管理基準の実施以後に開始する監査事務所の会計年度の末日から実施することができる。	改訂品質管理基準の適用	

注）早期適用も可

報告書の形式について

今回の改正品基報第1号・品基報第2号及び改正監基報220の公表より、報告書の形式について以下のとおりとしている。

- ① 項番についてはISQM・ISAと整合させることとする。なお我が国の法令等を優先して適用しない項番については欠番とする。
(欠番項目と欠番理由については次スライド参照)
- ② 我が国独自に設けられた項番については「JP」を挿入し、ISQM・ISAとの差異を明確にする。

各報告書の欠番について

各報告書の欠番とその理由については、以下のとおりである。

- 品基報第1号
A66,A129,A137,A201
(欠番理由) Public Sector特有の規定であるため。

A133,A134,A136
(欠番理由) 審査の範囲の定めについて我が国の規定とISQM1の規定とに差異があるため。
- 品基報第2号
A11
(欠番理由) Public Sector特有の規定であるため。

A26,A37,A48
(欠番理由) 監査以外の業務に関する審査についての規定のため。
- 監基報220
A48,A58,A79
(欠番理由) Public Sector特有の規定であるため。

他の監基報への適合修正について

今回の品基報等の改正により、以下の他の監査基準委員会報告書等の適合修正を予定している。

- ① 監基報200「財務諸表監査における総括的な目的」
- ② 監基報210「監査業務の契約条件の合意」
- ③ 監基報230「監査調書」
- ④ 監基報260「監査役等とのコミュニケーション」
- ⑤ 監基報300「監査計画」
- ⑥ 監基報315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
- ⑦ 監基報500「監査証拠」
- ⑧ 監基報540「会計上の見積りの監査」
- ⑨ 監基報600「グループ監査」
- ⑩ 監基報610「内部監査人の作業の利用」
- ⑪ 監基報620「専門家の業務の利用」
- ⑫ 監基報701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」
- ⑬ 監基報720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」
- ⑭ 監基報900「監査人の交代」
- ⑮ 監基報910「中間監査」
- ⑯ 監基研第2号「金融商品の監査における特別な考慮事項」

(ご参考)日本公認会計士協会による周知活動

特設ページ「改訂品質管理基準に関する動向」の開設

JICPAウェブサイト

https://jicpa.or.jp/specialized_field/quality_management/

国際品質マネジメント基準 (ISQM) シリーズの翻訳

- ISQM1「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービス業務を行う事務所の品質マネジメント」(最終基準及び結論の根拠)
- ISQM2「審査」(最終基準及び結論の根拠)
- ISA220 (改訂)「監査業務における品質マネジメント」(最終基準及び結論の根拠)

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210430icd.html

- ISQM 1、ISQM 2及び改訂ISA220の概要

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210806jfb.html

- ISQM1初度適用ガイド及びISQM2初度適用ガイド

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220113dbi.html

- ISA220 (改訂) 初度適用ガイド

https://jicpa.or.jp/specialized_field/20220502jfb.html

●● 信頼の力を未来へ

jicpa



日本公認会計士協会